

# 重要事項説明書

(障害者基準該当生活介護サービス)

みゆき荘デイサービスセンター

# 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています  
(指定 第 324220024 号)

当事業所はご契約者に対して基準該当生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 事業者

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 1 事業者名 | 西ノ島福社会              |
| 2 所在地  | 隠岐郡西ノ島町大字美田 3078-19 |
| 3 電話番号 | 08514-6-0150        |
| 4 代表者名 | 理事長 岡田 昌平           |

## 2. 事業所の概要

- |         |   |
|---------|---|
| 1 事業所種類 | 基準該当生活介護サービス事業所   |
| 2 事業目的  | 基準該当生活介護  |
| 3 事業所名称 | みゆき荘デイサービスセンター  |
| 4 所在地   | 隠岐郡西ノ島町大字美田 3078-19   |
| 5 電話番号  | 08514-6-0150  |
| 6 管理者氏名 | 所長 道下 和義  |
| 7 運営方針  | ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に合った生活介護に努めます<br>② サービスの提供に当たっては、関係町村、相談支援事業所、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行います。<br>③ 提供した指定通所介護サービスについては、常にその質の評価を行い、改善を図ります |
| 8 利用人員  | 20人（通所介護・通所介護相当サービスとの合計）  |

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- |              |      |
|--------------|------|
| 1 通常の事業の実施地域 | 西ノ島町 |
| 2 営業日及び営業時間  |      |

営業日	毎週5日（月・火・水・金・土）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時30分

ただし、基準該当生活介護の提供については、施設及び設備の損壊・故障、気象現象、その他、特別な事由がある場合はこの限りでない。

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して基準該当生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕

職 種	職員数	専従及び兼務区分	職務の内容
管理者	1名	常勤で兼務	事業所の管理総括を行う。
生活相談員	3名	常勤兼務3名	利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
看護職員	4名	常勤兼務2名 非常勤兼務2名	利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
事務員	2名	常勤兼務2名	事業所の事務を行う。
機能訓練指導員	4名	常勤兼務2名 非常勤兼務2名	要介護状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。
介護職員	4名	常勤兼務3名 非常勤兼務1名	利用者の日常生活の支援をし、特に入浴・送迎の支援を行う。
運転手	3名	非常勤兼務3名	利用者の送迎業務を行う。
調理員	1名	非常勤兼務1名	献立に基づき利用者の身体状況を考慮した調理を行う。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、次の場合があります。

- |                         |
|-------------------------|
| ① 利用料金が自立支援給付から給付される場合  |
| ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

1 支援費の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割が自立支援給付から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 食事に係る費用（520円別途いただきます。）
- ② 入浴（寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。）
- ③ 排泄介助
- ④ 機能訓練

<利用料金> (基本料金/日)

サービス利用料金	6,970円
自立支援給付から給付される金額	6,273円
自己負担額	697円

☆ ご負担頂く金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費といたします。

<ご利用者負担の減免について>

[ご利用者負担に関する月額負担上限]

○1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定額負担」については、所得に応じて4区分の月額上限額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上減額
生活保護	生活保護需給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

2 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記 1 の料金・費用は、サービス利用月の翌月指定日までにお支払い下さい。

3 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、基準該当生活介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、食材料費等の料金をいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提供して協議します。

6. サービス実施の記録について

## 1 サービス実施記録の確認

事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、生活介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

## 2 ご利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所では、個人情報保護法にもとづいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

## 7. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

### 1 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

### 2 苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員

### 3 苦情解決責任者

[職名] 施設長 道下 和義

### 4 受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時30分

### 5 苦情処理第三者委員

濱田 哲男氏 連絡先：08514-6-0174

上田 得男氏 連絡先：08514-6-0537

下間 勇氏 連絡先：08514-7-8800

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

西ノ島町 健康福祉課

所在地：島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷534番地

電話番号：08514-6-0104

受付時間：午前8時30分～午後5時00分（土日、祝日を除く）

島根県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：島根県松江市南田町30番地

電話番号：0852-22-5238

受付時間：午前8時30分～午後5時00分（土日、祝日を除く）

## 8. 事故等に関する体制

(1) サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

損害賠償責任保険の加入状況	あり	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
基準該当生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	あり	西ノ島福祉会全体で対応
事故対応及びその予防のための指針	あり	

## 9. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	なし
---------------	----

## 10. 事故発生時の対応について

事故発生時の対応マニュアルにより対処いたします。

令和 年 月 日

基準該当生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

みゆき荘デイサービスセンター

説明者 職名 生活相談員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者 住 所  
氏 名 印

利用者 住 所  
氏 名 印